

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当先について（平成27年度決算）

平成26年4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。平成27年度宜野座村一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）	36,879 千円
【歳出】 社会保障施策に要する経費	1,079,994 千円

（単位：千円）

区分	事業名	平成27年度 決算額	財源内訳					うち地方消費税交付金 （社会保障財源化分）
			特定財源				一般財源	
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
社会保険	国民健康保険事業	149,869	6,187	19,571	0	0	124,111	20,000
	介護保険事業	80,935	0	0	0	15,236	65,699	16,879
	後期高齢者医療事業	76,547	11,773	0	0	0	64,774	0
	小計	307,351	17,960	19,571	0	15,236	254,584	36,879